16　経過措置

(一)　15の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定は、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、オンライン以外により提出された場合で、個人寄附者等の住所に係る部分について都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分のみを記載した書面が併せて提出されたときは、当該書面を公表することとした。（附則第五条第三項及び第四項関係）

(二)　13で禁止される政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、その施行の日から起算して一年間は、なお従前の例によることとした。（附則第六条関係）

17　政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、交付すべき政党交付金のうち起訴された国会議員に係る議員数割の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該国会議員が刑に処せられたときはその交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一三条関係）

18　政策活動費の支出について、各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から一〇年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存・提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとした。（附則第一四条関係）

19　政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一五条関係）

20　検討

(一)　外国人・外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第一項関係）

(二)　個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（(三)において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第二項関係）

(三)　公職の候補者が選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第三項関係）

(四)　(一)から(三)までのほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとした。（附則第一六条第四項関係）

21　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。ただし、(一)から(三)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一)　5の国会議員関係政治団体の届出に関する規定　令和七年一〇月一日

(二)　8の収支報告書等のオンライン提出の義務化に関する規定、10の規定、15の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定　令和九年一月一日

(三)　17から19まで及び20の(一)から(三)までの規定　公布の日

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第六五号）（総務省）

1　公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備に関する事項

(一)　公金の収納事務のデジタル化

(1)　地方税共同機構（以下「機構」という。）は、歳入等（地方税その他の政令で定めるものを除く。(2)及び(4)において同じ。）の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、(2)の収納に関する事務に関する業務を行うものとした。（第二四三条の二の七第一項関係）

(2)　普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであって、当該普通地方公共団体の長が定めるもの（(4)において「特定歳入等」という。）の収納に関する事務については、機構に行わせるものとした。（第二四三条の二の七第二項関係）

(3)　地方税法の所要の規定を準用するものとし、同法の規定の準用及び適用について必要な読替えを定めるものとした。（第二四三条の二の七第四項及び第五項関係）

(4)　総務大臣は、機構による報告があった場合において、特定徴収金手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、納期限までに歳入等の納付をすべき者であって、当該納期限までに当該納付のうち、特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定歳入等の納付の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、この法律又は他の法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、対象となる特定歳入等の納付、対象者の範囲及び期日を指定して当該納期限を延長することができるものとした。（第二四三条の二の七第六項関係）

(二)　情報システムの適正な利用等

(1)　普通地方公共団体は、事務の種類及び内容に応じ、第二条第一四項及び第一五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならないものとした。（第二四四条の五第一項関係）

(2)　普通地方公共団体は、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないものとした。（第二四四条の五第二項関係）

(3)　普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとした。（第二四四条の六第一項関係）

(4)　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、(3)の方針の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとした。（第二四四条の六第三項関係）

2　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

(一)　資料及び意見の提出の要求

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができるものとした。（第二五二条の二六の三第一項及び第二項関係）

(二)　事務処理の調整の指示

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置（以下「生命等の保護の措置」という。）の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の区域内の市町村